

議案第 5 2 号

取手市印鑑条例の一部を改正する条例について

取手市印鑑条例（平成 3 年条例第 2 6 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

電気通信事業法が改正され引用する条項の移動が生じることに伴い、所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市印鑑条例の一部を改正する条例

取手市印鑑条例（平成３年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(印鑑登録証明書の交付申請) 第 12 条 （略） 2 及び 3 （略） 4 第 1 項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に、個人番号カード又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号) <u>第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロ</u> に規定する移動端末設備であつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 35 条の 2 第 7 項の規定により同条第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を使用して自ら暗証番号を入力し、又はこれに代わる認証を行う方法により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。	(印鑑登録証明書の交付申請) 第 12 条 （略） 2 及び 3 （略） 4 第 1 項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に、個人番号カード又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号) <u>第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロ</u> に規定する移動端末設備であつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 35 条の 2 第 7 項の規定により同条第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を使用して自ら暗証番号を入力し、又はこれに代わる認証を行う方法により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

付 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 46 号）の施行の日から施行する。